資料１－３

特定個人情報保護評価の再実施について（住民基本台帳に関する事務）

１　住民基本台帳に関する事務の概要

住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき作成され、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うためのものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎となるものである。

また、全国共通の住民基本台帳ネットワークシステムを都道府県と共同して構築し、年金受給者の居住確認やパスポートの申請等で利用されている。

２　評価書の主な変更点

（１）特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関する変更

ア　委託先名称の変更

富士通株式会社千葉支社が令和２年１０月１日に設立された新会社「富士通 Japan 株式会社」に令和３年４月１日付で自治体部門を統合することとなった。

イ　委託事項の変更

・「市民課業務派遣委託」は、業務委託化を予定していたことから評価書に記載していたが、委託時期が未定であることから、記載を削除

・住民基本台帳ファイルの次の委託事項について、「再委託する」を「再委託しない」に変更

- ✓　ホスティングサービスの利用（データセンター）
- ✓　千葉市総合窓口等支援システム開発・保守サービス契約

（２）データセンター移設に伴う変更

住民基本台帳ネットワークシステムの市町村サーバを令和２年１月より情報システム課サーバ室から、より高いセキュリティの民間データセンターへ移設したことに伴い、物理的対策に関する記述を変更

（３）第 13 回特定個人情報保護評価部会における指摘事項対応

事務の内容（フロー図）「市町村」標記を「千葉市」に変更するとともに、矢印の色を変更

（４）法令改正に伴う変更

ア　通知カードの廃止

個人番号の通知方法について、番号法施行令の改正に伴い、令和２年５月２５日をもって通知カードが廃止され、個人番号通知書により通知することとなった。

イ　住民票除票の保存期間変更

除票となった住民票の保存期間について、住民基本台帳法施行令の改正に伴い、令和元年６月２０日より消除または改製した日から 150 年間保存することとなった。